

子どもの医療費助成制度等の 拡充について

～ 子ども・障害者を対象とした医療費助成制度 ～

滋賀県

1. 本県の市町に対する福祉医療費助成事業の現状と県の拡充案

【子どもを対象とした福祉医療費助成制度】

制度名	乳幼児福祉医療費助成制度
対象者	未就学児
診療科目	全診療科目 入院・通院
自己負担	なし
所得制限	なし
負担割合	県1/2、市町1/2



に加えて

制度名	(仮称) 高校生等福祉医療費助成制度
対象者	義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある者(高1~高3年代) <※就学・就労の有無を問わない>
診療科目	全診療科目 入院・通院
自己負担	通院: 500円/1レセプト 入院: 1,000円/日(14,000円/月上限)
所得制限	なし
負担割合	県10/10

【障害者を対象とした医療費助成制度】

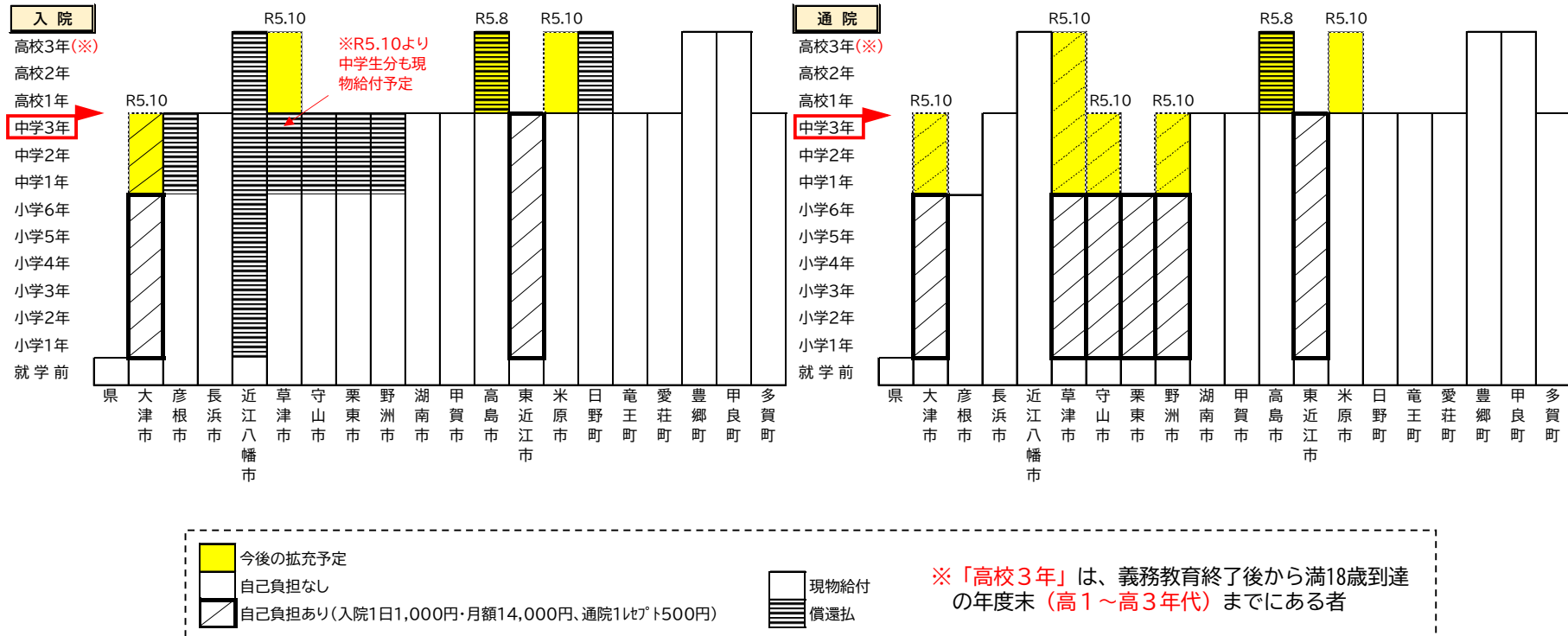
制度名	重度心身障害者(児)・老人福祉医療費助成事業	精神障害者(児)・老人精神科通院医療費助成事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級 身体3級、療育B1、精神2級のいずれか2種所得 特別児童扶養手当1級 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳1級、2級 かつ 自立支援医療(精神通院医療)受給者証のいずれも所持する者
診療科目	全診療科目 入院・通院 (精神保健福祉手帳所持者の精神科通院を除く)	精神科通院のみ
自己負担	通院: 500円/1レセプト 入院: 上限14,000円/月(1,000円/日)	なし
所得制限	1,695千円(老齢福祉年金)	1,695千円(老齢福祉年金)
負担割合	県1/2、市町1/2	県1/2、市町1/2

2. これまでの経過

	子どもの福祉医療	障害者の福祉医療
令和2年度	●首長会議（R2.7.21 テーマ：第2期滋賀県国民健康保険運営方針）	
	市長発言	・精神障害者の医療は通院に関わるものしか対象でなく、他の障害者や子どもと比べて不利。これらも含めて制度設計してほしい。
	関連質問に対する知事回答	・令和2～3年度に課題整理と方向性の合意形成、4～5年度には具体的な制度設計、財政措置等について市町と丁寧に議論し、6年度以降のできるだけ早い時期に子どもに係る福祉医療の統一、精神通院医療費の助成の対象拡大等を行う。
令和3年度	●市町要望 ・市長会、町村会ほか6市町から拡充要望	●市長会要望 ・所得制限見直し、精神障害者の精神科入院、精神科以外の受診を助成する制度を
令和4年度	●首長会議（R4.8.22 テーマ：障害者を対象とした福祉医療費助成制度の所得制限の見直し）	
	知事資料説明	・子ども医療費の議論の進捗を踏まえ、障害者の医療費についてもできる限り早期に県の案をお示しし、市町との合意を目指したい。
	●首長会議での意見を踏まえ市町アンケート実施（R4.11 県障害福祉課） 「精神障害者と子どもの医療費助成の拡充のあり方について」 （結果）子ども優先…9市町／障害者優先…4市町／並行見直し…4市／回答留保…2市町	
	【子どもの医療に対する主な意見】 ・県の方向性の提示、地域間格差の是正、市町事業の財源確保等を求める声	【障害者の医療に対する主な意見】 ・所得制限の緩和、対象者の拡充、診療科目の拡充を求める声
●市町要望 ・市長会、町村会ほか7市町から拡充要望	●市町議会要望 ・精神障害者への精神科入院、精神科以外の受診を助成する制度を（10市町議会より）	

3. 子どもの医療費助成

(1) 県内市町の状況（令和5年4月現在）



(2) 拡充にあたっての課題と県の考え方

○市町間での支援の差

- 各市町の財政状況など様々な事情により、**地域によって対象年齢や自己負担など制度が異なる**



- 県内のどこに住んでいても等しく医療サービスが受けられる仕組みが必要**



- 制度の拡充を県民に実感してもらえるような仕組みが必要**

4. 障害者の医療費助成

(1) 県内市町の状況（令和5年4月現在）

県内市町の精神障害者への補助状況		県	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市（※1）	栗東市	野洲市	湖南市	甲賀市	高島市	東近江市	米原市（※2）	日野町	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町
精神科入院		×	×	×	○	×	×	△	×	×	×	×	×	×	△	○	○	×	×	×	×
精神科以外	通院	×	×	×	○	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×
	入院	×	×	×	○	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×

※1: 精神障害者手帳1、2級を持つ高齢者のみ助成

※2: 精神障害者手帳1、2級を持つ方の入院費の1/2のみ助成

令和5年4月1日現在

(2) 拡充にあたっての課題と県の考え方

○精神障害者に対する福祉医療の在り方

・身体障害や知的障害のある方は、全ての診療科が医療費助成の対象となっているが、精神障害のある方は、精神科の通院のみが対象となっており、障害の区分によって助成制度が異なっている



・身体障害者、知的障害者、精神障害者がともに等しく医療サービスが受けられる仕組みが必要

5. 県制度の拡充案（子ども）

市町の医療費に対する支援

制 度 名	（仮称）高校生等福祉医療費助成制度
対 象 者	義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある者 （高1～高3年代） <※就学・就労の有無を問わない>
診 療 科 目	全診療科目 入院・通院
自 己 負 担	通院：500円／1レセプト 入院：1,000円／日（14,000円／月上限）
所 得 制 限	なし
負 担 割 合	県10／10
拡 充 の 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の取組との連携により、県内のどこに住んでも等しく医療サービスが受けられる仕組みが構築できる。 ・県民に制度の拡充を実感してもらうことができる。

拡充イメージ	県 …拡充分	
	県 …既存分	
	入院	通院
高校3年	県	県
2年		
1年		
中学3年	市町	市町
2年		
1年		
小学6年	県	市町
5年		
4年		
3年		
2年		
1年	県	市町
就学前	県	市町

その他（国に対する要望）

- ・滋賀県および全国知事会（次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー）として、以下のとおり国に対して要望しており、今後も引き続き要望。

▶ 「全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、**全国一律の子どもの福祉医療費助成制度を創設**すること」

6. 県制度の拡充案（障害者）

	重度心身障害者(児)・老人福祉医療費助成事業	精神障害者(児)・老人精神科通院医療費助成事業
目的	社会的・経済的に恵まれない人々にとって、医療費は経済的・精神的に大きな負担となっていることから、心身障害者の経済的負担を軽減することを目的とした制度【S48～】	地域で生活をする精神障害者にとって、精神科への通院は病状の安定に欠かすことができないものであるという点から、精神科通院医療費の助成を通じて、精神科への適切な受診の促進を図ることを目的とした制度【H14～】
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・身体3級、療育B1、精神2級のいずれか2種所持 ・特別児童扶養手当1級 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ・自立支援医療（精神通院医療）受給者証のいずれも所持する者
診療科目	<p>全診療科目 入院・通院</p> <p>(精神障害者保健福祉手帳所持者の精神科通院を除く)</p>	精神科通院のみ
自己負担	<p>通院：500円／1レセプト</p> <p>入院：上限14,000円／月（1,000円／日）</p>	なし
所得制限	老齢福祉年金	老齢福祉年金
負担割合	県1／2、市町1／2	県1／2、市町1／2

今後の課題

○障害者の福祉医療の所得制限の在り方

・本県は全国的に見て厳しい水準となっている



- ・今回は、障害の区分で等しい助成制度を優先
- ・所得制限の在り方は、**今後、各市町の意見を聞きながら検討。**

7. 県と市町との連携による更なる子ども政策の充実

県の子ども政策の推進体制

体制名	滋賀県子ども政策推進本部（R5.4.28付設置）	
目的	子どものために、子どもとともに作る県政の実現に向け、子どもに関する施策を強力に推進するための議論の場を設置する。	
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども施策の企画立案、部局をまたいだ施策の調整 ・部局間での情報・方針共有、個別事案の調整 ・関係機関（国、市町等）との連携 ・子ども施策に係る財源のあり方の検討 等 	【本部員会議の開催状況】 4/28 第1回 国・県の子ども施策の説明、国への要望検討 5/22 第2回 国への要望について、滋賀県版「子どもファストトラック」について 7/13 第3回 令和6年度施策構築方針について、子育て世帯にやさしい取組の展開について 9月 第4回（予定） 11月 第5回（予定）
構成員	本部長…知事、副本部長…副知事 本部員・幹事…子ども施策に関係する部局の部局長、課長	

市町の子ども政策に対する支援策（交付金等）

目的	子どもをまん中におき、子どもを安心して生み育てることができる滋賀県の実現のため、市町の子ども・子育て施策の充実を図る。
対象事業（案）	県が推奨する事業メニューに沿い、効果が見込まれるもの（例） <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域で安心・安全に子育てができる環境づくり ・幼児教育・保育の量・質の充実 ・困難な状況にある子ども・若者やその家庭の支援 など （※）充当対象事業は 新規事業 、または 既存事業のうち政策的判断により拡充する部分 を想定



今後、**市町**の意見を踏まえ**滋賀県子ども政策推進本部**での検討、**議会**の承認を得て実施